

第15回「日本における保守化・右傾化の構造」研究会（2018.10.27）

## 軍法務官と軍事司法～戦前の軍法会議はいかに裁かれていたか～

はじめに：なぜこのテーマなのか

明治大学政治経済学部・西川伸一  
nisikawa1116@gmail.com

第10回報告：「政治と司法の緊張関係」(2018.4.21)

### @宮本康昭判事補不再任事件

1971年3月に最高裁は理由を示さずに、熊本地家裁の宮本康昭判事補を判事として再任しない旨を決定。

→当時の最高裁事務総局人事局長は、後に最高裁長官となる矢口洪一

死去する2か月前の2006年7月2日に「遺言」：「裁判所の派閥抗争の表れだった。宮本さん個人の問題ではない」（矢口 2006）



みやもと・やすあき（1936- ）  
（現在：ひめしやら法律事務所所属）

### @矢口洪一「法務官から裁判を始めました」

- 1943.9.23 京都帝大法学部を繰上げ卒業
- 1943.9.30 海軍法務見習尉官（二年現役）
- 1944.3 海軍法務中尉に任官
- 1944.4 佐世保鎮守府軍法会議附
- 1945.3 海軍法務大尉
- 1945.11 復員

「裁判の本質は何か。(略)完全で立派な裁判を〔軍法会議で法務官として〕やったとは言えないかも知れません。しかし、裁判というものは、法律をよく知っていることに基礎があるのではなくて、もちろん法律は必要だけれども、それ以外に何かあるんじゃないかと考えてきました。(略)物の考え方として、裁判というものは、齋戒沐浴して、法律を熟知して、脇目も振らずに一生をこれに捧げて清く正しく美しく行おうべきものなのか。」



やぐち・こういち：1920-2006  
（最高裁長官：1985-1990）

〔それでは〕かえって狭い視野のこし  
かできなくなるのではないか。一体、裁  
判とは何なのか(矢口ほか 2004:6)。  
「軍法会議の経験は、生身の人間を知  
るという意味で、私の貴重な財産となり  
ました。ずっと後になって、「裁判官は、  
法廷だけに脇目もふらず」という考え  
方に疑問を感じる底流となったのかも知  
れません(矢口 2003)。

#### ④法務官経験がある最高裁裁判官

最高裁裁判官に限らず、法務官経験  
のある裁判官は少なくないはず。彼ら  
が戦後の裁判所の礎を築いたのでは  
ないか。

★法務官とはいかなる存在だったのか

図表1 軍法務官の経験のある最高裁裁判官(任命順)

	氏名	最高裁裁判官歴	最終軍歴
1	色川幸太郎	1966. 5. 10-1973. 1. 29	陸軍法務中尉
2	中村 治朗	1978. 9. 22-1984. 2. 19	海軍法務科士官*
3	宮崎 梧一	1980. 2. 5-1984. 5. 4	陸軍法務中尉
4	寺田 治郎	1980. 3. 22-1985. 11. 3 1982. 10. 1 より長官	予備役陸軍法務大尉
5	大橋 進	1981. 11. 2-1986. 6. 12	海軍法務中尉
6	島谷 六郎	1984. 5. 8-1990. 1. 23	海軍法務大尉
7	矢口 洪一	1984. 2. 20-1990. 2. 19 1985. 11. 5 より長官	海軍法務大尉
8	長島 敦	1984. 6. 12-1988. 3. 16	海軍法務大尉
9	坂上 壽夫	1986. 1. 17-1993. 3. 31	海軍法務大尉
10	奥野 久之	1987. 9. 5-1990. 8. 26	海軍法務大尉

作成参照:「最高裁判所裁判官国民審査公報」各回次版など。  
注\*: 第11回国民審査にかけられた中村は審査公報に「海軍法務科士  
官」としか書いておらず、階級は不明である。

出典:西川(2013:152)

## 1 法務官の法的位置づけ

軍事司法機関の変遷:

1869.8 兵部省内に糾問司設置→陸軍裁判所・海軍裁判所

1882.9 陸軍)軍法会議設置→1883.8 陸軍治罪法制定

1884.3 海軍)海軍治罪法制定→1884.4 軍法会議設置

★その後、軍制が拡大し軍法会議の意義が高まるにつれて、両治罪法が定める  
訴訟手続きの前近代性(とりわけ秘密審理)が問題視されていく。

1920.1.9 原敬内閣が陸軍軍法会議法、海軍軍法会議法などを閣議決定

「軍事の必要を阻止せざる範囲内に於て一般社会の進運に伴う」方針

①裁判は秘密主義を廃し公開主義を採ること

②弁護士の弁護を許すこと

③裁判は上訴を許すこと

④帯剣法官中に専門の法律家を交えること (⑤⑥は省略)

**@軍法会議の種類(1921)**

1921.4.26 陸軍軍法会議法(以下「陸会」)  
と海軍軍法会議法(以下「海会」)が公布 →1922.4.1施行

法務官制度:「司法権の統帥権と軍政権からの独立を目指した」(山本 2010:82)

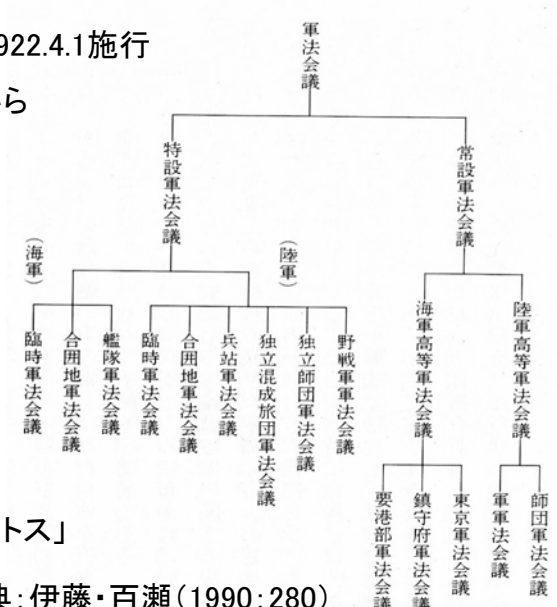
1946.5.18公布・施行の勅令第278号で廃止

**@軍法会議の職員**

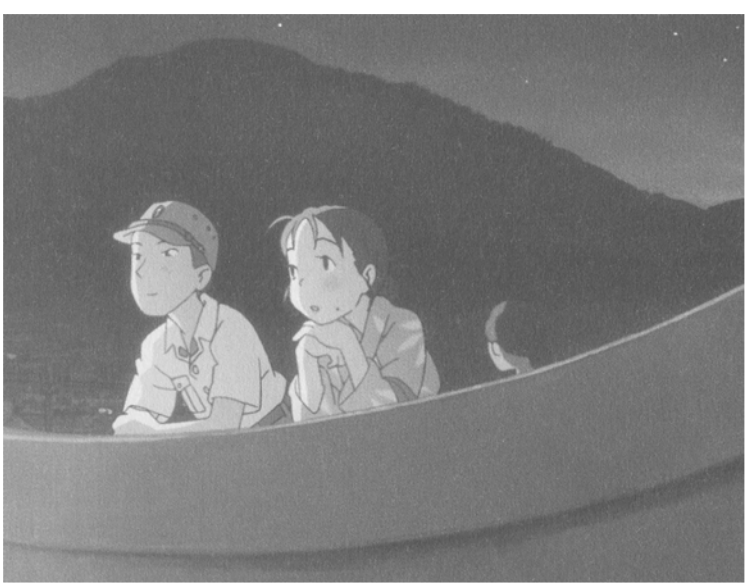
陸会・海会31条:  
判士・ 陸軍法務官・陸軍録事  
          海軍法務官・海軍録事

同32条:判士は「将校ヲ以テ之ニ充ツ」

同35条:「法務官ハ終身官トシ勅任又ハ奏任トス」  
→法務官は当初は文官だった



出典:伊藤・百瀬(1990:280)



小春橋で語らうすと周作。後ろに見えるのは休山。  
出典:『このマンガがすごい!』編集部編(2016:74)

参考)映画『この世界の片隅に』(2016)の主人公・すずの夫・周作は、呉鎮守府軍法会議の録事という設定。

同37条「法務官ハ刑事裁判又ハ懲戒処分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ免官又ハ転官セラルルコトナシ」

★身分保障を厚くすることで、軍法会議の裁判体で軍人に囲まれる法務官の発言力を確保した。

**@軍法会議の法廷構成**

同47条:裁判官5人(特設軍法会議では3人でも可)・必ず1人は法務官・上席判士が裁判長

同48条:各判士・法務官をどの事件の裁判官に充てるかは、その所属する軍法会議の長官の権限

同49条:法務官は法務部(陸軍)あるいは法務科(海軍)にふだんは所属し、軍法会議の開廷にあたって、長官は部下の将校および法務官の中から裁判官5人を指定した。

同第49条:法務官の員数は常設軍法会議の上告審である高等軍法会議では2人、それ以外では1人。

同98条:裁判は裁判官の過半数の意見で決せられた

西川(2013:188)

参考)「[軍法会議の]合議では、ほとんど法務官の意見が採用されます。(略)法務官が、「これは、こうだ」と言えば、よほど変なことを言わない限りは、その意見が通るわけです」(矢口ほか 2004:33)。

	軍法会議	長官
陸軍	高等軍法会議	陸軍大臣
	師団軍法会議	師団長
	特設軍法会議	設置された部隊または地域の司令官
海軍	高等軍法会議	海軍大臣
	東京軍法会議	海軍大臣
	鎮守府軍法会議	鎮守府司令長官
	要港部軍法会議	要港部司令官
	特設軍法会議	設置された部隊または地域の指揮官

## 2 法務官のリクルートと彼らの職業意識

### ①陸軍法務官及海軍法務官任用令(1921年勅令第98号)

第一条 陸軍法務官ハ陸軍法務官試補、海軍法務官ハ海軍法務官試補ヨリ之ヲ任用ス

陸軍法務官、海軍法務官、理事、主理、判事若ハ検事ノ職ニ在リタル者(略)ハ陸軍法務官又ハ海軍法務官ニ之ヲ任用スルコトヲ得

第二条 陸軍法務官試補及海軍法務官試補ハ司法官試補タルノ資格ヲ有スル者ヨリ之ヲ採用ス

★高等試験司法科試験合格→司法官試補→陸軍/海軍法務官試補→陸軍/海軍法務官

「陸軍法務官試補タラムト欲スル者」(陸軍)「法務官試補ノ採用ヲ望ム者」(海軍)は、「志願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ」(陸軍)「左ノ書類ヲ添ヘ」(海軍)て、「陸軍大臣ニ差出スヘシ」「海軍大臣ニ出願スヘシ」(陸軍法務官試補採用並実務修習及実務修習試験規程第1条・海軍法務官試補実務修習及実務修習試験規則第1条)

★「書類」=「司法官試補タルヲ得ル証明書」

図表3 高等試験司法科試験合格者数

年度	高等試験司法科試験合格者数
1922	126*
1923	81
1924	134
1925	187
1926	243
1927	356
1928	288
1929	392
1930	418
1931	415
1932	356
1933	240
1934	331
1935	309
1936	301
1937	256
1938	242
1939	255
1940	248
1941	299
1942	320
1943	297

作成参照：Spaulding, Jr. (1967: 347-348) および燕山 (2007: 276-277)。

注\*：1922年は判事検事登用第1回試験合格者数。

出典：西川(2013:167)

法務官試補採用→「〇〇軍法会議附」(1年半以上の実務修習)→実務修習試験に合格→「本官」たる法務官へ

### @「劣等感」にさいなまれた小川関治郎

小川関治郎第十軍(中国浙江省湖州)法務部長

「自分ノ仕事ハ事件ガ少ク暇ナレバ他ヨリ法務官ハ用ナシテソノ存在ヲ軽視セラレ事件多クシテ多忙ナレバ少クトモソノ関係方面ヨリハ決シテ喜バレズ ムシロ 余リ遣り過ギルトノ批判ヲ受クルコトナキヲ保セズ 何レニシテモ吾々程損ナ立場ニ在ル者ハ他ニソノ比ナシト思フ」(小川2000:85-86)

「動モスレバ吾々文官ハ差別待遇ヲ受クルコトナキニアラズ(略)只お情ニ頼ルノ外ナシト思フ 或ヒハーツノ嫉ミナルヤモ知レズ 併シ吾々ハ何時ノ場合モ同ジナルガ實際邪魔扱ヒニセラルルハ事実ナリ」(同109)



おがわ・せきじろう：  
1875-1966

### @軍人ではない法務官の苦悩

小川の三女・長森光代：幼少の頃は父の職業に「多少の不満を抱いていた」彼女に「劣等感のようなもの」はなにによってもたされていたか：出勤時に父が着用する軍服類似の制服→法務官は文官→軍人と同じ軍装はまとえない。「[軍人と違って]帽子も襟も白い軍服が、道ゆく人の眼に奇異に映らないはずはなかった」(美和町 1999:75)。

理事理事試補及陸軍監獄長服制中改正ノ件(1922年勅令第416号)：「陸軍服制中同官等ノ将校ノ軍帽、軍衣(略)ニ同シ 但シ定色絨及緋絨ハ白絨トシ」

「陸軍内部における法務官の地位や、軍事裁判における法務官の役割というものに、まともに陽が当たっていないことを、本能的に感じていた」(同76)。

軍法務官は軍人ではないので、たとえ治安の悪い宿営地でも武器の携行は許されなかった。

上海近郊の金山に宿営中の1937年11月16日の小川の日記：「頗ル危険ヲ思ヘバ吾々ニテモ拳銃ノ携帯ノ必要ヲ痛切ニ感ゼリ 将来ハ法務官モ必ズ拳銃ヲ携帯スル必要アルベシ」(小川2000:43)

### @軍人は法務官をどうみていたのか

西浦進・陸軍省軍務局軍事課長(陸幼→陸士→陸大)「法務官について一陸軍法務官の能力の低いことは意想外であった。五・一五、二・二六と法務官が世の注目を浴びるようになっていたときは遅かった。確固たる信念をもった法務官というものは、遺憾ながら我々の在勤中には殆んど見られなかった」(西浦 1980:100)。

「法務官の多くは職業軍人の恣意を法律で規制するどころか、逆に法律を巧妙に解釈して軍人の恣意の修飾に奉仕する法律技術者になり下がってしまった」(花園 1974:21)。

長森「私は、当の文中に引いてある西浦元軍事課長の言については、父の名誉、いや、全法務官の名誉のために異議を唱える。／西浦元課長は「陸軍法務官の能力の低いことは……」と言っているが、「無力」ということと「能力が低い」ということの意味の差異をご存じなかったのではないだろうか。「法務官の無力」ならば、その意味の深さを斟酌すれば肯けないことではない。だが、「法務官の能力の低さ」となると、聞き捨てにはできない」(美和町 1999:77)。



にしうら・すすむ:1901-1970

## 3 法務官のキャリアパスと軍法会議の「個性」

### @「ルーツメンバー」という仮説

【表】軍法務に携わる法曹の官名変遷

職掌	官 名		
	1887(明治20)年～	1922(大正11)年～	1942(昭和17)年～
陸軍	理事	陸軍法務官*	陸軍法務部将校
		陸軍司法事務官*	
海軍	主理	海軍法務官**	海軍法務科士官
		海軍司法事務官**	
身分	文 官		武 官

\*/\*\* 陸軍法務官と陸軍司法事務官、海軍法務官と海軍司法事務官は同一人物が兼務。

報告者作成

ルーツメンバーⅠ:理事・主理から1922年の陸会・海会施行と同時に法務官に

ルーツメンバーⅡ:陸会・海会施行と同時に法務官試補になり、ただちに法務官へ昇格

1942～「法務官」は職名へ

**仮説** 軍法会議に配属された法務官のうち、ルーツメンバーの配属比率(とりわけR(I))が高い軍法会議の方が格上の軍法会議だった。

陸軍:

表38: 各軍法会議法務官のルーツメンバー率

軍法会議名	配属法務官数* (a)	R(I) 数	R(II) 数	R 数合計 (b)	R 率 (b/a)
高等	15	14	0	14	93.3
近衛師団	20	11	1	12	60.0
第一師団**	22	12	2	14	63.6
第二師団**	15	5	2	7	46.7
第三師団**	21	8	2	10	47.6
第四師団**	14	6	2	8	57.1
第五師団**	18	7	2	9	50.0
第六師団	18	8	1	9	50.0

高等軍法会議:  
上告審だけにベテランの法務官で固められていた。

近衛師団: 天皇の護衛を受け持つ師団ゆえベテラン法務官を多く配属させた。

第一師団: 東京に司令部が置かれ「帝都」防衛が任務なのでベテランで固めた。

多くの陸軍法務官試補(22名)が配属されたので、彼らの指導官としてもベテラン法務官が必要とされた。

第七師団	12	6	1	7	58.3
第八師団	11	4	1	5	45.5
第九師団	19	5	3	8	42.1
第十師団	17	5	2	7	41.2
第十一師団	13	8	2	10	76.9
第十二師団	21	7	3	10	47.6
第十三師団**	4	2	1	3	75.0
第十四師団	14	9	1	10	71.4
第十五師団	6	2	1	3	50.0
第十六師団**	16	6	3	9	56.3
第十七師団**	3	2	1	3	100
第十八師団**	5	2	1	3	60.0
朝鮮軍	23	11	5	16	69.6
台湾軍	11	7	0	7	63.6
関東軍	16	10	1	11	68.8

表3~37に基づき筆者作成。

\* 副務のみの就任者を除く。同一人物が期間において同じ軍法会議法務官に複数回補されている場合は、同一人物なので「1」とカウントした。R(I)はルーツメンバー(I)を、R(II)はルーツメンバー(II)を示す。

\*\*は陸軍法務官試補の軍法会議附の存在が確認できた師団。

1925年5月のいわゆる宇垣軍縮の結果廃止された第十三、第十五、第十七、および第十八師団でR率が当然高い。

外地には「師団」より上位のユニットである「軍」が置かれていた。→高いR率の一因。また外地の特殊性も考慮したのか。特に朝鮮が高い。

第十一師団(司令部所在地は善通寺)、第十四師団(宇都宮)の高いR率の理由はわからない。

表39：陸軍法務官の転属先

	高等	近衛	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	朝鮮	台湾	関東	試補数	
高等		2																						1	0
近衛	1		4					1			1											1		2	0
第一	3	3		1			1				1	2	1			1						3		2	23
第二					1			1			1			1			2					1		1	2
第三	2		2	1		1	2	2	1	2	1													2	3
第四				1	1													1		1	1			2	5
第五			1					2				2		1									1	1	1
第六					1		1					1	1	2		1		1			1	1	1	1	0
第七		1	1	1	1						1						1								0
第八							1		1			1	1			2									0
第九		2			2			1	1			1	1	1				1			1		1	0	0
第十			4				1		1	1	1		1										2	0	0
第十一					1	1										1		3				2		0	0
第十二	1		1	1	2	1						1									2	1	1	0	0
第十三									1														1	1	1
第十四				1	1				2				1									1		0	0
第十五		1		1								1				2						1		0	0
第十六		1						3			1		3		1							1		1	2
第十七							1																	1	1
第十八			1					1		1				1										1	1
朝鮮		1		3	1	1	1	1			2		1	2		1								0	0
台湾			2				1	1				1	1	2										0	0
関東	1	2	1	1		3	1	3		1	1	1		1		2	1							0	0

表3～37に基づき筆者作成

出典：西川(2014:105)

縦軸は転属元、横軸は転属先、最終列はその軍法会議附試補数

- ①高等からは近衛と関東しか転属していない。  
→第一審としてはこの二つが格上。
- ②近衛からは第一、関東に複数転属している。
- ③第一からは高等、近衛、朝鮮、関東および第十に複数転属している。  
→第一と朝鮮も近衛と関東に次いで有力とみなせる。

★これらは上述のR率の高い軍法会議とも一致する。あるいは、これらの間での相互転属は地位の相互承認とも考えられる。

- ◎高等・近衛・朝鮮・台湾・関東には軍法会議附法務官試補は配置されていない。  
→これら5軍法会議の「別格性」を示唆

- ★陸軍法務官の軍法会議間の異動は一方通行的ではなく双方向的。  
陸軍法務官の異動はきわめてフラット＝「文鎮」イメージ。その取っ手の部分が高等に当たる。
- ★特定の軍法会議を歴任して高等に上がるといったエリートコースはこのサンプル数では認めがたい。



海軍： 表53：各軍法会議法務官のルーツメンバー率

軍法会議名	配属法務官数* (a)	R数 (b)	R率 (b/a)
高等	14	11	78.6
東京**	6	1	16.7
横須賀鎮守府**	28	14	50.0
呉鎮守府**	18	7	38.9
佐世保鎮守府**	19	8	42.1
舞鶴要港部	11	6	54.5
鎮海要港部	7	6	85.7
馬公要港部	0	0	0
艦隊	7	3	42.9

表40～52に基づき筆者作成。

\*副務のみの就任者を除く。同一人物が期間において同じ軍法会議法務官に複数回補されている場合は、同一人物なので「1」とカウントした。Rはルーツメンバーを示す。

\*\*は海軍法務官試補の軍法会議附の存在が確認できた軍法会議。

高等軍法会議：陸軍と同様にベテラン法務官が「出世」して着任するポスト。

東京軍法会議のR率が極端に低いのは、配属された法務官の約6割が他の軍法会議法務官を本務としており、そこにルーツメンバーが多いため。

朝鮮半島に置かれた鎮海要港部が高いのは、朝鮮軍軍法会議と同様に、植民地経営上の理由か。

出典：西川(2014:115)

表54：海軍法務官の転属先

	高等	東京	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	鎮海	馬公	艦隊	試補数
高等			2							0
東京	3		4			1				3
横須賀	4	2		3	3	2	1		1	4
呉	2	1	5		2					4
佐世保	1		2	2		2			1	1
舞鶴	1		2	1	2				1	0
鎮海				3	3					0
馬公					1				2	0
艦隊		1	4			1	1			0

表40～52に基づき筆者作成

縦軸は転属元、横軸は転属先、最終列はその軍法会議附試補数

出典：西川(2014:115)

①横須賀が中核的な存在であった。高等からの転属も2例ある。鎮海、馬公以外すべて横須賀に転属例があり、馬公以外すべて横須賀からの転属例がある。

→海軍法務官ならば必ず一度は横須賀勤務を経験させる人事慣行があったのではないか。

軍法会議附の海軍法務官試補の存在が確認できたのは東京と三つの鎮守府だけ。

→高等は格上のため、要港部は格下のため、試補を置くのはふさわしくないと判断されたのではないか。

- ②高等へは外地以外の軍法会議からすべて上がっている。  
→陸軍同様に特定の出世コースは把握しえない。  
★異動は双方向的であり、文鎮型のフラットな人事が行われていた。

### おわりに

1942年2月の陸会・海会改正案などの可決により、陸軍/海軍法務官という官名は陸軍法務部将校・海軍法務科士官へ。★文官から武官へ；法務官は職名へ

「司法権ト統帥トヲ密接不可分ノ関係ニ置キマシテ、司法権ノ作用ノ上ニ統帥ノ要求ヲ全幅的ニ反映セシムルガ為」（武藤章・陸軍軍務局長：1942.1.23貴族院陸軍刑法中改正法律案特別委員会）

→法務官を武官にして軍の事情をよく理解させれば、従来以上に「統帥ノ要求」が通りやすくなる ★司法権の統帥権への屈服

例)結城昌治『軍旗はためく下に』:戦争末期に軍法会議が開かれずに、恣意的な処断が横行していた実態が描かれる。

現代への示唆:

### 自衛隊のPKO活動中に生じた「不測の事態」をどう裁くか

「仮に、自衛隊員が戦闘に巻き込まれ、自衛、あるいは任務遂行のために発砲した銃弾が民間人に当たって相手が死んでしまったとする。(略)日本国には「軍隊」は存在しないため、当然、軍法も軍法会議も存在しない。では、日本がこの自衛隊員を裁く時、適用される法律は何か、究極的には刑法199条の「殺人罪」しかないのである」(霞 2017:12)。

「専属的裁判権を得た派遣国・日本の憲法は軍法会議(略)の設置を禁じているから(略)、裁判権が宙に浮き、結局は行政処分に落ちつくことになる。じっさい日本は、一九九二年九月から一年間、国連平和維持活動の目的でカンボジアに駐留した陸上自衛隊に対して、国連軍地位協定モデル案(後出)が「各派遣国」に与える「専属管轄権」を享受したが、同隊員によって起こされた三件の交通事故(二件が死亡事故、一件は死傷事故)に関わって政府がとった措置は、死亡事故二件において注意及び減給一月十五分の一、死傷事故(略)において減給一月五分の一であった」(明田川 2017:269-270)。

### これらは特別裁判所なしに裁けるのか

「軍司法制度の存否をめぐる議論の必要性は喫緊の課題の一つとして横たわっているとします」(霞 2017:176)

奥平穰治・防衛研究所研究部第一研究室主任研究官が示す3つの代案

- ①特別法に基づき行政機関が行政審判としての該当事例について「審判」を実施する(例:海難審判所)
- ②一般司法裁判所の系列に属する専門裁判所として防衛裁判所を設置する(例:家庭裁判所)
- ③司法権を一般裁判所と特別裁判所に分掌する形で、純粹の司法機関として防衛裁判所を設置する → 憲法改正が必要 (霞 2017:177)

「自衛隊を「ふつうの」軍隊に限りなく近づけるのなら、軍司法的整備も必須となる。私たちはこの点を強く覚悟しなければならない」(西川 2017)。

### 参考文献

- 明田川融(2017)『日米地位協定』みすず書房。  
「あのかき裁判所は? 宮本元裁判官 再任拒否事件を語る」(2017)ひめしやら法律事務所ブックレットNo.1  
伊藤隆監修・百瀬孝著(1990)『事典 昭和戦前期の日本』吉川弘文館。  
小川関治郎(2000)『ある軍法務官の日記』みすず書房。  
霞信彦(2017)『軍法会議なき「軍隊」』慶應義塾大学出版部。  
『このマンガがすごい!』編集部編(2016)『「この世界の片隅に」公式アートブック』宝島社。  
西浦進(1980)『昭和戦争史の証言』原書房。  
西川伸一(2013)「軍法務官研究序説」『政経論叢』81巻5・6号。  
——(2014)「戦前期日本の軍法務官の実体的研究」『明治大学社会科学研究所紀要』53巻1号。  
——(2017)「自衛隊の“不測の事態”は特別裁判所なしに裁けるか」[『軍法会議なき「軍隊」』の書評]『図書新聞』12月9日号。  
花園一郎(1974)『軍法会議』新人物往来社。  
美和町歴史民俗資料館(1999)『二・二六事件 甘粕事件 軍法会議裁判官 陸軍法務官 小川関治郎』愛知県海部郡美和町。  
結城昌治(2006)『軍旗はためく下に』中公文庫。  
矢口洪一(2003)「時代の証言者 戦後司法・矢口洪一(4)」『読売新聞』9月12日。  
——(2006)「惜別 最高裁元長官・矢口洪一さん」『朝日新聞』9月4日夕刊。  
——ほか(2004)『矢口洪一—オーラル・ヒストリー—』政策研究大学院大学。  
山本政雄(2010)「旧日本軍の軍法会議における司法権と統帥権」『防衛学研究』42号。